

仰星ニュースレター

# ワンポイント会計基準

## vol. 259 「非財務情報に関する動き」について

コーポレートガバナンスコード（気候変動に係るリスク及び収益機会の開示）や金融庁ディスクロージャー・ワーキンググループ報告書（DCWG 報告書）、さらには IFRS 財団や米国・欧州の動きなど、非財務情報開示に関する動きが活発化しています。

仰星監査法人でも、これら非財務情報に関する動きに対応する組織を、品質マネジメント本部の業務管理室に設け、法人全体としても取り組んでいますので、随時、非財務情報に関する情報をお届けしたいと思います。

初回は、大きな動きのまとめを行い、随時、詳細な内容をお届けいたします。

### 1. 国内の動き

2022年6月に出された金融庁の金融審議会 DCWG 報告書のほか関連するものとして、人的資本可視化指針（2022年8月30日内閣官房新しい資本主義実現本部事務局）、価値共創ガイダンス 2.0 及び伊藤レポート 3.0（2022年8月30日経済産業省）などが公表されています。

この DCWG 報告書を受け、有価証券報告書に係る開示府令の改正案が秋ごろ（遅くとも年内）に出ると言われていますので公表次第、情報をお届けしたいと思います。

また、非財務の分野では欧米が先行しており、これらの動きが将来の日本の制度に反映されると思いますので、欧州・米国の動きも簡単にご紹介します。

### 2. 欧州の動き

2021年4月に公表した企業サステナビリティ報告指令案（CSRD）が2022年6月にEU理事会と欧州議会で暫定的に合意され、段階的に非財務情報の開示及び保証が導入される方向です。

この10月に予定されていた正式合意が11月にずれ込むようですが、正式な情報は決まり次第お届けします。対象企業はEU域内の大企業及び上場企業のほか、日本の企業

を含め EU 域外企業でも一定の場合は影響を受けることになります。適用は 2024 年 1 月から順次（EU 域外企業は 2028 年 1 月予定）ですが、開示に対する保証も予定され、非財務情報についても情報の信頼性が一つのキーワードとなっています。

### 3. 米国の動き

GHG 排出量を含む気候変動情報の開示及び GHG 排出量（Scope 1 及び Scope 2）に関する第三者保証を段階的に要求する規則案を 2022 年 3 月に公表しています。

反対意見も多いようで最終的にはどんな内容になるか不透明ですが、現時点では、ガバナンスやリスク管理体制、ビジネスへの影響、シナリオ分析や移行計画など TCFD の開示内容を考慮した項目のほか、GHG 排出量（Scope1,2,3）の開示及び第三者保証（Scope1,2 のみ）が盛り込まれています。

GHG（Green House Gas：温室効果ガス）の詳細については、またの機会にお届けします。

その他、非財務情報に関する開示基準の動きとしては、IFRS 財団に設置された ISSB（国際サステナビリティ基準審議会：International Sustainability Standards Board）の基準案（パブリックコメントの期限は 2022 年 7 月 29 日）がすでに出ており、2023 年明けに第 1 弾（S1 全般要求事項、S2 気候開示基準）の策定完了と想定しています。

S2（案）は TCFD を考慮しつつも追加的事項もあり、TCFD よりもハードルが高い内容でしたので、パブリックコメントを受けてどのように変わったのが楽しみです。

我が国の基準設定主体である FASF（公益財団法人財務会計基準機構：Financial Accounting Standards Foundation）に設置された SSBJ（サステナビリティ基準委員会：Sustainability Standards Board of Japan）は、これまで ISSB へのコメント対応を中心に議論を行っていました。先日、運営方針の議論が行われたようであり、研究員の方もいますので水面下では進んでいると思いますが、国内基準についての目立った動きは無い状況です。

以上